

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

| | | |
|-----------|---|-------------------|
| No | 2 | 府 省 庁 名 経 済 産 業 省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 見直し項目名 | 廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置 | |
| 見直し内容(概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備の縮減（空きびん洗浄処理装置） | |
| 関係条文 | <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法附則第15条第15項 地方税法施行令附則第11条第23項 地方税法施行規則附則第6条第41項</p> </div> | |
| 廃止又は縮減の理由 | <p><u>1. 現状と今後の見通し</u> 空きびん洗浄処理装置の課税標準の特例措置を主に利用するびん商は全国で37事業者と限られ、その設備の更新頻度も十数年に1回程度と高くないことから利用実績は年間数件となっている。 また、びん商は中小企業であること、今後も事業者の大幅な増加や大規模な設備更新が見込まれないことを考慮すると、その減収額も百万円程度に停まり、今後の利用増加も見込まれない。</p> <p><u>2. 特例措置の廃止に伴う影響</u> 仮に4000万円の「空きびん洗浄処理装置」を導入するとした場合、課税標準の特例措置により3年間で軽減される額は、初年度14万円、次年度13万円、最終年度12万円の合計39万円であり、軽減される金額も取得価格の1%程度に停まるため、当該特例措置の廃止による影響は極めて少ないと考えられる。</p> <p>かかる事情に鑑み、対象設備を廃止と整理するもの。</p> | |
| 増収見込額 | 2 | (単位：百万円) |